

第1章

計画の趣旨

- 1 計画の性格・役割
- 2 計画の目標年次



1 計画の性格・役割

第2次春日市文化振興基本計画は、春日市の文化振興のための理念、目標及び関係する施策を総合的かつ具体的に体系化した計画として、平成15年に策定された「春日市文化振興マスタープラン」について、今日の時代の変化や市民ニーズを踏まえて、改訂を行い、新たな文化振興の基本指針として策定しています。

なお、当計画は、

- ①音楽や美術、演劇などの芸術文化
- ②春日市独自の歴史・伝統文化
- ③茶道や華道などの様々なサークル活動を中心とする生活文化をその領域とします。

第5次春日市総合計画における文化振興の位置づけ

この計画は、第5次春日市総合計画の理念を具現化する部門計画として位置づけ、春日市の他の計画とも整合性を図るものとします。

また、本計画の推進に当たっては、市民や企業、各団体と行政がパートナーシップを築き、協働して進め、魅力ある春日市の文化を創造していきます。

将来都市像「住みよさ発見 市民都市かすが」

まちづくりの基本視点

・ 誰にも優しいまち ・ みんなで支え合うまち ・ 市民が活躍するまち

文化の振興に関する基本方針及び施策

<まちづくりの指針>

芸術や文化は、地域の伝統や風土、市民生活と密接に絡み合っており、人とまちの魅力を高める重要な活動です。多くの市民が、自ら芸術や文化の活動に取り組み、個性を発揮することのできるまちを目指します。

<施策体系>

施策1 文化振興の推進

世代を問わず、多くの市民が多種多様な文化芸術に触れることができるよう、魅力ある文化芸術の振興を推進します。

- (1) 多様な文化芸術に触れる機会を充実させる。
- (2) 文化芸術への関心を高める。

施策2 市民文化活動の推進

個性豊かな地域の文化芸術を創造するため、市民自らが文化芸術の主体となる環境づくりを推進します。

- (1) 文化芸術施設の利用を促進する。
- (2) 文化芸術の担い手となる人材を育成する。
- (3) 文化芸術に取り組む市民を増やす。

文化財の保存・活用に関する基本方針及び施策

<まちづくりの指針>

春日市は、市域全体が遺跡と言ってよいほど、埋蔵文化財が豊富な地域です。文化財を、市民の学習の場、ふれあいの場、安らぎの場として活用することが保存や継承につながるという視点に立ち、文化財の保存、活用を推進します。

<施策体系>

施策1 文化財の活用

市民が文化財への認識を深めるとともに、文化財を身近に感じることができるよう、まちづくりの各分野で文化財の活用を推進します。

- (1) 市民の文化財に対する理解を深める。
- (2) 市民が文化財に触れる機会を充実させる。
- (3) 地域の人材を活用する。

施策2 文化財の調査・保護

文化財を消滅から防ぐため、事前調査や発掘調査による保護を推進します。

- (1) 文化財の調査、保護を計画的に実施する。

施策3 文化財施設の整備

文化財の魅力を発信する拠点として、文化財施設の活性化を推進します。

- (1) 文化財施設の利用を促進する。
- (2) 文化財施設を地域の活性化に活用する。

2 計画の目標年次

この計画の目標年次は、第5次春日市総合計画に合わせ、平成32年度までの9年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。



MY オカリナ ロビーコンサート